

八代地域医療構想調整会議の協議方法について（案）

協議方法について	
協議事項	<p>過剰な病床機能への転換に係る協議</p> <p>病床機能報告及び医療機関から病床種別変更等の相談により、過剰な病床機能への転換を把握した都度、調整会議で協議を行う。 協議が調わない時は、県は医療審議会の意見を聴いて対応を判断する。</p> <p>第1回調整会議で決定済み</p>
	<p>（政策医療を担う中心的な医療機関以外の）その他の医療機関</p> <p>役割や機能を大きく変更する病院は個別に協議を行う。その他の医療機関は、原則として一括して協議を行う。なお、審査部会において、医療機関からの説明等が必要と認められた医療機関については、個別協議とする。 協議が調わない場合は、継続して協議を行う。</p>
	<p>非稼働病棟を有する医療機関</p> <p>病床機能報告等から把握した場合、調整会議で協議を行う。調整会議では個別に医療機関から説明を求める。病床維持の必要性が乏しいと考えられる医療機関に対しては、県は、医療審議会の意見を聴いて対応を判断する。</p>
	<p>開設者の変更を行う医療機関</p> <p>本年7月以降に開設者の変更に係る計画等を把握した場合、調整会議で協議を行う。 調整会議では個別に医療機関から説明を求める。</p>
審査部会の設置について	
設置目的	<p>協議案件について、調整会議の前に事前に協議を行うことで、調整会議における協議の円滑化を図る。 部会は、調整会議で協議結果を報告する。</p>
メンバー	<p>調整会議委員のうち、八代市医師会会員、八代郡医師会会員から各々4名を医師会において選任する。（総数8名）</p>
開催方法	<p>協議案件は、原則として事前協議を行う。 招集による協議、またはメール等で意見を照会する。 必要に応じて、医療機関からの説明を求める。</p>
事務局	<p>八代保健所総務企画課とする。</p>

